

議案第百二号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のおり特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めゝ。

平成二年十二月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年拾貳月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（期末手当）

第四条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額百分の百二十に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された

給与は、改正後の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。